

ファイアウォール仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、ファイアウォールを構成する機器及びソフトウェアに適用する。

2 品名及び略称

資機材の品名及び略称は、表-1のとおりとする。

表-1 資機材の品名及び略称

品名	略称
ファイアウォール	ファイアウォール
スイッチングハブ	スイッチ

3 所要規格

3.1 使用条件

3.1.1 本資機材を構成する機器は、以下の条件で異常なく動作すること。

- ・温度 10～32℃
- ・湿度 30～80%
- ・電源電圧 AC100～110V 50/60Hz

3.1.2 本資機材の通信プロトコルについては、TCP/IPとすること。

3.1.3 本仕様書で調達する資機材のうち、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)第6条1項の規定に基づく、環境物品等の調達の推進に関する基本方針の最新の基準に記載されている品目の機器及びこの品目を含む機器は、当該基準を満たしていること。

3.2 構成

3.2.1 ファイアウォール

ファイアウォールの構成は、表-2のとおりとする。

表-2 ファイアウォールの構成

区分	品目	数量	記事
本体	本体部	1式	ネットワークインタフェースとして、WAN側のLANポートを1個以上及びLAN側のLANポートを6個以上有すること。
添付品	取扱説明書	1式	(1) 日本語であること。 (2) 書面又はWindowsパソコンの光学ディスクドライブで読み込みできる電磁的記録媒体であること。

3.2.2 スイッチ

スイッチの構成は、表-3のとおりとする。

表-3 スイッチの構成

区分	品目	数量	記事
本体	本体部	1式	ネットワークインタフェースとして、LANポートを16個以上有すること。
添付品	取扱説明書	1式	(1) 日本語であること。 (2) 書面又はWindowsパソコンの光学ディスクドライブで読み込みできる電磁的記録媒体であること。

3.2.3 備考

- (1) 取扱説明書は、全てバインダー等によって綴じること。
- (2) 本資機材における消耗品、交換部品、ライセンス、バージョンアップ等に関する情報を提供すること。

3.3 機能及び性能

3.3.1 ファイアウォール

ファイアウォールの機能及び性能は、表-4のとおりとする。

表-4 ファイアウォールの機能及び性能

品目	項目	機能及び性能
本体部	基本機能	(1) PPPoEに対応すること。 (2) ファイアウォール・スループットは、1 Gbps以上であること。 (3) ファイアウォール同時セッション数は、1,000,000以上であること。 (4) 機器設定の変更、保存及び復元並びにファームウェアの更新が可能であること。 (5) アンチウイルス機能を有すること。 (6) 不正侵入検知/防御機能を有すること。 (7) Webフィルタリング機能を有すること。
	ネットワークインターフェース	WAN側及びLAN側の各ポートは、1000BASE-Tに対応すること。

3.3.2 スイッチ

スイッチの機能及び性能は、表—5のとおりとする。

表—5 スwitchの機能及び性能

品目	項目	機能及び性能
本体部	基本機能	(1) IPv4及びv6に対応していること。 (2) ループガード機能を有すること。
	ネットワークインターフェース	(1) 1000BASE-Tに対応すること。 (2) 各ポート単位にスイッチングできること。 (3) 各ポートは、速度及び全二重、半二重を自動認識すること。 (4) LEDの表示等により、各ポートの通信状態を確認できること。

4 検査

- 4.1 検査は、構成、機能及び性能について行う。
- 4.2 検査は、検査職員が立ち会いの上行う。
- 4.3 検査中に、本仕様書に関して解釈上の疑義が生じた場合は、検査職員の指示に従うこと。

5 履行期限

令和8年8月31日（月）

6 特記事項

- 6.1 サプライチェーンリスクへの対応
 - 6.1.1 本仕様書で調達するハードウェア（ファームウェアを含む。）の候補となる機器等についてはあらかじめ警察大学校に機器等リストを提出し、警察大学校がサプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭されないと判断した場合には、警察大学校と迅速かつ密接に連携し、代替品選定等を行うこと。
 - 6.1.2 本仕様書で調達するハードウェア（ファームウェアを含む。）について、不正な変更（製造工程、流通過程で不正プログラムを含む予期しない又は好ましくない特性を組み込むことをいう。）が疑われると警察大学校が判断した場合は、契約業者において調査及び必要な措置を講じること。
- 6.2 保守について
納入引渡し後、満1年間、ファームウェアの更新を含む保守サポートを受けられるようにすること。
- 6.3 各種手順書の作成
 - 6.3.1 接続手順書
ファイアウォールについて、インターネット回線に接続するために必要な手順書を作成すること。

6.3.2 設定手順書

ファイアウォールについて、機器設定の変更、保存及び復元並びにファームウェアの更新を実施するために必要な手順書を作成すること。

6.4 納入における留意事項

6.4.1 納入及び動作確認に要する全ての経費は契約業者の負担とする。

6.4.2 納入の際、施設、物品等に損害を与えないように配慮すること。万が一施設等に損害を与えた場合は、契約業者側の負担で原状の回復を行うこと。

6.4.3 天災その他の不可抗力又は使用者側の故意又は過失による場合を除き、納入引渡し後、満1年間を保証期間（無償修理を保証）とすること。

6.4.4 納入する資機材について、各構成の品目と商品名とを対応させた表を作成して試験成績書に添付すること。

6.4.5 納入する資機材について、機能及び性能の各項目が満足していることが分かるように、契約業者の社内検査で確認した結果を試験成績書に記載すること。